

平成27年1月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 川 越 寿

平成26年(行ウ)第2号 非公開決定の取消請求事件

(口頭弁論終結の日 平成26年10月24日)

判 決

当事者の表示は、別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 処分行政庁が原告森武彦に対し、平成25年1月29日付けでした行政情報一部公開決定(24高教人第1097号)の非公開とした部分のうち、学校名に係る部分を取り消す。
- 2 処分行政庁は、原告森武彦に対し、平成25年1月29日付けでした行政情報一部公開決定(24高教人第1097号)の非公開とした部分のうち、学校名に係る部分の公開決定をせよ。
- 3 処分行政庁が原告田所辨蒔に対し、平成26年1月31日付けでした行政情報一部公開決定(25高教人第843号)の非公開とした部分のうち、学校名に係る部分を取り消す。
- 4 処分行政庁は、原告田所辨蒔に対し、平成26年1月31日付けでした行政情報一部公開決定(25高教人第843号)の非公開とした部分のうち、学校名に係る部分の公開決定をせよ。
- 5 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 原告らの請求

1 原告森の請求

主文第1項及び第2項と同旨

2 原告田所の請求

主文第3項及び第4項と同旨

第2 事案の概要等

1 事案の概要

原告森は、高知市行政情報公開条例（以下「本件条例」という。）に基づき、処分行政庁に対し、別紙１の「公開請求の内容」欄の行政情報の公開を請求した。処分行政庁は、月別にわかる資料は存在せず、学校別にわかる資料のうち学校名は本件条例９条２号及び６号の非公開情報に当たるとして、これらを非公開とし、その余を公開する旨の公文書一部公開決定をした。

原告田所は、本件条例に基づき、処分行政庁に対し、別紙２の「公開請求の内容」欄の行政情報の公開を請求した。処分行政庁は、市教委の行政文書公開の条例の研究・研修の内容がわかるものは存在せず、今回の様式の資料のうち学校名は本件条例９条２号及び６号の非公開情報に当たるとして、これらを非公開とし、その余を公開する旨の公文書一部公開決定をした。

本件は、原告らが、それぞれ、上記各決定のうち学校名は本件条例９条２号及び６号所定の非公開情報に該当しないと主張して、上記各決定のうち学校名を非公開とした部分の取消しを求めるとともに、同部分の公開決定の義務付けを求める事案である。

被告は、原告らの公開決定の義務付けの訴えをそれぞれ却下するよう求めるとともに、その余の原告らの請求をいずれも棄却するよう求めている。

2 本件条例（甲１）

本件条例の内容は、別紙「高知市行政情報公開条例」（抄）のとおりである。

3 前提事実（証拠等の記載のあるもの以外は争いがない事実である。）

(1) 当事者

処分行政庁は、本件条例の実施機関である（本件条例２条１項）。

(2) 原告森の行政情報の公開請求等

ア 原告森は、平成２５年１月１５日、処分行政庁に対し、本件条例に基づき、平成２３年４月１日から平成２４年１２月３１日までの高知市立小中学校の「いじめ」件数の月別、学校別に分かる資料の公開を請求した。

イ 処分行政庁は、平成25年1月29日、上記請求に係る文書のうち、①月別に分かる資料を非公開とするとともに、②学校別に分かる資料のうち学校名を非公開とし（以下、②に係る非公開部分を「本件非公開部分A」という。）、その他を公開する行政情報一部公開決定（24高教人第1097号）をした（以下「本件処分A」という。）。原告森は、同年2月5日、同決定通知書を受け取った。

同決定通知書には、本件処分Aの根拠規定として、上記①は本件条例7条1項に該当し、上記②は本件条例9条2号及び6号に該当すると記載され、その理由として、別紙1の「理由（根拠規定）」欄のと通りの記載がされていた（甲A1）。

ウ 原告森は、平成25年3月4日、処分行政庁に対し、本件処分Aに対する異議申立てをした。

処分行政庁は、同月18日、高知市行政情報公開・個人情報保護審査会に対し、本件条例16条に基づく諮問をしたところ、同審査会は、同年11月18日、本件非公開部分Aについて、当該学年の男子の児童生徒（以下、単に「児童」という。）若しくは女子の児童又は当該学年の全児童が10人以下である学校を除き、公開すべきであるとの答申をした（甲A3）。

しかし、処分行政庁は、同年12月2日、上記異議申立てを棄却するとの決定をした。原告森は、同月4日、同決定の通知書を受け取った。

(3) 原告田所の行政情報の公開請求等

ア 原告田所は、平成25年12月3日、処分行政庁に対し、本件条例に基づき、「いじめ」校名非公開問題で審査会答申を拒否した同年11月28日の高知市教育委員会の議事録等、報告書様式（今回の集約の様式）、高知市教育委員会の行政文書公開の条例の研究・研修の内容が分かる文書等（詳細は別紙2の「公開請求の内容」欄のとおり。）の公開を請求した。

イ 処分行政庁は、平成26年1月31日、上記請求に係る文書のうち、①高

知市教育委員会の行政文書公開の条例の研究、研修の内容が分かるものを非公開とするとともに、②今回の様式の資料のうちの学校名を非公開とし（以下、②に係る非公開部分を「本件非公開部分B」という。）、その他の文書を公開する行政情報一部公開決定（25高教人第843号）をした（以下「本件処分B」という。）。原告田所は、同年2月3日、同決定通知書を受け取った。

同決定通知書には、本件処分Bの根拠規定として、上記①は本件条例7条1項に該当し、上記②は本件条例9条2号及び6号に該当すると記載され、その理由として、別紙2の「理由（根拠規定）」欄のと通りの記載がされていた（甲B1）。

(4) 本件訴えの提起

平成26年2月19日、原告森は、本件処分Aのうち本件非公開部分Aの取消し等を、原告田所は、本件処分Bのうち本件非公開部分Bの取消し等を求める訴えを提起した（顕著な事実）。

(5) 本件非公開部分A及び本件非公開部分Bが記載された対象文書（以下「本件対象文書」という。）の内容等

ア 高知県教育委員会は、児童の長期欠席（不登校）等について調査、分析することにより、児童の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくために、平成23年度及び平成24年度に「長期欠席（不登校）等に関する調査（高知方式）」（以下「本件調査」という。）を実施した。処分行政庁は、高知県教育委員会から本件調査の依頼を受けて、高知市立小中学校に対し、本件調査の回答を依頼した（甲A3・3頁）。

イ 本件対象文書は、本件調査の結果、高知市立小中学校から処分行政庁に提出された学校別の本件調査の回答票であり、小中学校ごとに「平成23年7月末現在」、「平成23年12月末現在」、「平成24年3月末現在」、「平成24年7月末現在」及び「平成24年12月末現在」の5種類の回答票がある

(甲A3・3頁)。

ウ この回答票は、「長期欠席（不登校）等に関する調査」という表題の下に、「学校名」、「長期欠席及び長期欠席（不登校）等傾向の児童数」、「いじめの認知件数」、「暴力行為の発生件数」が記載されており、このうち「いじめの認知件数」については、各学年の男女別のいじめの認知件数、学年別・男女別・学校全体のいじめの認知件数の集計を記入する欄とこの認知件数のうちインターネットや携帯電話によるいじめの学年別の件数、学校全体の集計を記入する欄が設けられている(甲2, A3・4頁)。

4 争点に関する当事者の主張

本件の争点は、本件非公開部分A及び本件非公開部分B（以下「本件非公開部分」という。）を非公開とした処分が適法であるかであり、具体的な争点と当事者の主張は、以下のとおりである。

【被告の主張】

(1) 本件条例9条2号該当性

ア 本件対象文書には、各小中学校で集計されたいじめの認知件数が記載されているところ、「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」であって、これを集計した数値は、個々の児童の個人に関するいじめの事実等の集合というべきものであって、本件対象文書に個人に関する情報が含まれていることは明らかである。

イ 本件条例9条2号前段の個人識別情報、特に括弧書きの「他の情報」とは、一般人が通常入手できる報道や刊行物の情報だけではなく、当該個人の近親者や関係者のみが入手できる情報をも含むと解するのが相当である。なぜなら、当該個人の近親者や関係者が入手できる情報と相まって個人が識別される情報についても、公開されることにより、個人のプライバシーを侵害する結果を招くからである。本件条例3条2項が、個人に関する情報を最大限に

保護すべきものとしていること、本件条例5条は何人にも公開請求権を認めていること、本件条例9条2号は、「他の情報」の範囲に文言上の限定を加えていないことから、上記のように解すべきである。また、個人情報の保護に関する法律2条1項が、「他の情報と容易に照合することができ」と規定しているのに対し、本件条例においてはこのような照合の容易性は要件とされていないことから、照合が容易であるかを問題とすべきではない。

ウ そして、本件対象文書には、いじめがあった小中学校の学校名と平成23年及び平成24年の各学期の各学年の男女別のいじめの認知件数等が記載され、これらの情報のうち、既に学期ごとの各学年の男女別のいじめの認知件数及び学期ごとの学年別のインターネットや携帯電話によるいじめの件数が既に公開されているところ、これらの情報に加え、学校名を公開することとなると、特定の範ちゅうの者には個人を識別できる可能性があるほか、それ以外の者も、いじめにあった児童又はそのいじめを行った加害者たる児童、これらの児童の保護者等といった当該いじめの内容や対象者を把握している者と接触することで、個人を識別することができる。

なお、高知市行政情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重しなければならないとしても、これに従う法的義務はなく、上記答申の結果によって、本件対象文書の本件条例9条2号該当性が左右されるものではない。

エ 仮に、個人が識別されなくても、「いじめ認知件数」という情報の内容、性質からすれば、当該集団に属する構成員全員が不利益を受けるおそれがある。すなわち、数値の背景には、いじめに関する児童の学級等における集団の状態や個々の人間関係があり、公開することで、集団やそれに属する個人が悪い評価を受ける可能性がある。また、構成員が少数の場合、個人が識別されなくても集団の不名誉が直ちに構成員の不名誉に結びつく傾向がある。さらに、いじめの問題は、非常にデリケートな問題であるから、個人が特定されるのではないかというおそれがあること自体が、児童の心情に影響を与

えるものである。

したがって、本件非公開部分は、本件条例 9 条 2 項後段の「なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

(2) 本件条例 9 条 6 号該当性

学校名が公開されとなると、いじめの認知に消極的となり、早期にいじめを発見し、対処をすすめようとする本件調査の目的が達成できなくなる。いじめの早期発見、早期対応は、いじめという問題への対処として非常に重要であるから、このおそれは非常に重大なものというべきである。そして、いじめの認知件数は、認知する学校の教師による主観的な数値であるから、このおそれは抽象的なものにはとどまらない。

また、本件対象文書は、高知県教育委員会が県内の「長期欠席及び長期欠席（不登校）等傾向の児童数、いじめの認知件数、暴力行為の発生件数」を把握し、県内の状況を分析するための調査資料であって、公開を前提としているものではない。これが公開されとなれば、保護者が問題のある学校と誤認したり、事実に基づかない風評被害が懸念されるし、また、学校の序列化にもつながりかねないなど、学校教育活動に及ぼす影響は少なくない。

そうすると、学校名を公開すると、将来同種の事務等の実施の目的を達成することができなくなるし、調査分析といった事務の円滑な遂行に著しい支障が生ずるから、本件非公開部分は、本件条例 9 条 6 号の規定により非公開情報になるものというべきである。

(3) 理由付記の違法について

被告は、前提事実(2)イ及び同(3)イのとおり、本件処分 A 及び B にあたり、非公開とする根拠となる規定とともに、いかなる事実関係を認定して当該根拠規定に該当すると判断したのかを明示しているから、理由付記の違法はない。

(4) まとめ

以上のとおり、本件非公開部分は、本件条例 9 条 2 号及び 6 号に該当し、理

由付記の違法もないから、本件処分A及びBは適法である。

【原告らの主張】

(1) 本件条例9条2号該当性

ア 被告は、学校名を公開すると個人を識別できると主張するが、抽象的なおそれにとどまる。高知市行政情報公開・個人情報保護審査会は、一定の範囲の学校名を公開すべきとの答申をしており、本件条例18条は、答申を尊重するよう規定している。

イ 本件条例9条2号にいう「他の情報」は、一般人が通常入手することができる情報をいうと解すべきである。なぜなら、特定人を基準とする解釈を採用すると、実施機関の恣意的な判断を認めることになりかねないし、行政情報の公開請求権を認めた本件条例の趣旨を没却しかねないからである。なお、特定の個人を識別できる可能性があるにとどまる場合は、同号に該当しないのは当然である。

ウ 被告は、学校名を公開することにより、特定の個人が識別される可能性がある」と指摘するが、まさにその可能性があるというにとどまるのであって、特定の個人が識別される具体的な根拠を主張することができておらず、その主張は失当である。

エ また、被告は、本件対象文書を公開することによって、学校を構成する児童の構成員全員に不利益が生じると主張するが、統計上の数値にすぎない本件対象文書の学校名を公開しても、そのような不利益が生じることはない。

(2) 本件条例9条6号該当性

いじめを積極的に認知することは、社会の要請となっており、いじめ認知件数を公開することにより、学校の序列化につながることや風評被害が生じることはない。また、公職の地位にある教員が、いじめの認知に消極になることは、その職責を放棄するということであり、そのような因果関係は到底認められるものではない。

(3) 理由付記の違法について

本件処分A及びBのうち、本件条例9条2号該当性について付記された理由は、何と何を照合すれば個人を識別できるかを「客観的に理解できる程度」に記載しておらず、理由付記の違法がある。

(4) まとめ

本件非公開部分は本件条例9条2号及び6号に該当しないこと、また、本件処分A及びBには理由付記の違法があることから、本件処分A及びBはいずれも違法である。

第3 当裁判所の判断

1 本件非公開部分が本件条例9条2号に該当するかについて

(1) 本件条例9条2号所定の「個人に関する情報」であるかについて

本件条例9条2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを、非公開情報としている。

本件対象文書に記載されている内容は、前記第2の3(5)ウのとおりである。そして、ここでいう「いじめ」とは、文部科学省の定義に従い、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」であるとされ、しかも、学校側が、当該児童の立場に立って、事情を聴取し、その状況をふまえて、当該児童がどのように受け止めているかをしっかり見て、対応をしていくこととされており、学校側の認識も介在するにせよ、上記精神的苦痛を感じている児童（以下「被害児童等」という。）の認識、認知をベースとして「認知件数」を記載することとなっている（甲3，A3）。そうすると、本件対象文書の「いじめの認知件数」には、各

学年、男女別に、いじめを受けたと感じ、学校側もそのように認識している被害児童等の数が含まれていることは明らかである。そして、このような、被害児童等ないし学校側が、児童等がいじめを受けたとの認識を有しているとの事実ないし評価を記載した情報は、本件条例 9 条 2 号所定の「個人に関する情報」であるということができる。

(2) 本件条例 9 条 2 号前段該当性について

ア 本件対象文書に記載されている情報は、前記第 2 の 3(5)ウのとおりであるところ、「学校名」や「いじめの認知件数」などの本件対象文書に記載された情報のみから、特定の個人を識別することができるとはいえない。また、当該いじめがあった事実及びこれに関与した個人を認識している者であれば、本件対象文書を開示されることによって、特定の個人を識別することができることとなるわけではないから、この場合には、「他の情報と照合することにより、」特定の個人を識別することができるとはいえないのであるし、当該いじめがあった事実及びこれに関与した個人を認識していない者が、本件対象文書を開示されることによって、一般的に入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなると認めるに足りる証拠もない。

イ これに対し、被告は、「学校名」及び「いじめ認知件数」を開示することにより、特定の範ちゅうの者には個人を識別できる可能性があると主張する。しかし、被告の主張する「特定の範ちゅうの者」とは、どのような者を念頭に置いているのか判然としないし、例えば、小規模な学校に通学する児童やその保護者は、本件非公開部分に係る情報がなくとも、当該被害児童等がいじめの被害者であるか否か、いじめの被害者と認知されているか否かを識別することができる蓋然性が既に存在する可能性があり、そうであれば、本件対象文書が開示されることによって、特定の個人を識別することができることとなるわけではないということになるし、また、被告は、「学校名」が

開示されることにより、個人の識別可能性が高まることについての具体的な主張立証をしていない（乙１は、いじめについての一般的な知見を述べたものにすぎない。乙２は、いじめが被害者に与える深刻な影響を述べるものであり、それ自体、重く受け止めなければならない事柄ではあるものの、本件非公開部分が公開されれば、特定の個人を識別することができるかという本件の立証命題との関連性は希薄である。また、乙３は、特定の個人が識別された場合に与える影響について考察したものであり、その内容は傾聴に値するものであるが、やはり、本件非公開部分が公開されれば、どのように特定の個人を識別することができることになるのかということについて具体的に証明するものであるとはいえない。）。結局、本件全証拠をもってしても、特定の範ちゅうに属する者であれば、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとの事実を認めるに足りない。

ウ 被告は、特定の範ちゅうに属さない者であっても、直接いじめの内容等を把握している者に接触を図ることにより個人が識別される可能性があると主張する。

しかし、証拠（甲１）によれば、高知市の発行した情報公開事務の手引きには、「他の情報」としては、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報のほか、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれるが、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報は、一般的には含めて考える必要はないとの指摘がされているとの事実が認められ、この事実や被告が主張するような上記可能性があるにとどまる場合についても、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」ということができる」とすると、本件条例９条２号の適用範囲は不当に広くなり、本件条例が、市民の知る権利を具体的に保障しようとした趣旨が損なわれかねないことをも勘案すれば、当該個人と関わりの

ない者が、直接いじめの内容等を把握している者に接触を図ることにより得た情報は、同号所定の「他の情報」には当たらないものと解するのが相当である。

そうすると、上記の主張を前提として、本件対象文書が、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとの事実を認めることもできない。

(3) 本件条例9条2号後段該当性について

次に、本件非公開部分が、本件条例9条2号所定の「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するかを検討する。

ア 被告は、「いじめの認知件数」という情報の内容等によれば、被害児童等の属する集団やその集団に属する個人の不名誉に結びつく可能性があると主張する。

この点、いじめの集団の構造は、加害者、被害者、いじめをはやし立ておもしろがって見ている児童（観衆）、見て見ぬふりをしている児童（傍観者）の4層に分けられるといった指摘もあり（乙1）、本件不開示を決めた際の実施機関たる高知市教育委員会の議論によれば、このようないじめの複層構造に配慮したことがうかがわれる（甲3の5頁、8頁）。

しかし、本件条例9条2号が保護しようとしているのは「個人の権利利益」であるから、仮に、被告の主張する被害児童等の属する集団に不名誉な事態が生ずるとしても、このことは、同号により、本件非公開部分を公開しないこととする根拠とはならないものというべきである。

これに対し、当該集団に属する個人に不名誉な事態が生ずるおそれがある、すなわち、個人の名誉権が害されるおそれがあるのであれば、このことは、同号に基づき、本件非公開部分を公開しないこととする根拠にはなるものというべきである。

しかし、本件非公開部分が公開されることにより、名称が公開された学校に属する個人である被害児童等の名誉が害されるといった関係があるのかについては疑問を差し挟む余地があり、少なくとも、本件で提出されている証拠によって、このような関係を認めることは困難であると言わざるを得ない。

イ 次に、被告は、個人が特定されるのではないかというおそれがあること自体が、児童の心情に影響を与えとも主張する。

この点、被害児童等がいじめの被害者であったという事実を知られることに強い恐怖感を抱き（乙2）、特にインターネットが発展した現代において、不特定多数に拡散されて重大な不利益を被る可能性があること自体は否定できない（乙3）。

しかし、既に説示したとおり、本件非公開部分を公開することによって、特定の個人が識別される具体的なおそれがあるとはいえず、また、学校におけるいじめの認知件数を行政情報の公開を請求した者に対し公開することにより、児童の心情に影響を与え、その個人の権利利益を害するおそれがあるという相当因果関係があると認めるに足りる証拠はない。もとより、公開された情報を被害児童等の心情を害するような方法で使用することは許されず、その心情に配慮することは必須であるが、上記の関係があると認めるに足りない以上、本件非公開部分の開示を拒むことはできないといわざるを得ない。

2 本件非公開部分が本件条例9条6号に該当するかについて

- (1) 本件条例9条6号は、市の機関が行う調査等の事務等に関する情報であって、公開することにより当該若しくは将来同種の事務等の実施の目的が達成できなくなると認めるに足りる合理的な理由があるもの又はこれらの事務等の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認めるに足りる合理的な理由があるものを、非公開情報としているので、本件非公開部分がこれらに該当するのか

について検討する。

- (2) 被告は、「学校名」が公開されることになれば、いじめの認知件数に伴う悪影響を恐れて、いじめの認知に消極的となり、早期にいじめを発見し、これに対処するという本件調査の目的が達成できなくなるおそれがあると主張する。そして、処分行政庁において「学校名」を非公開とするか否かが議論された際にも教育委員からこのような懸念がある旨の意見が出されているところであり（甲3）、処分行政庁において、このような懸念を抱いていること自体は理解できるところである。

しかし、訴訟においては、本件非公開部分が公開されることにより将来同種の事務等の実施の目的が達成できなくなると認めるに足りる合理的な理由があることが証明されなければならないところ、被告の提出する証拠（乙1～3）の内容は、前記1(2)イのとおりであり、これらの証拠は、学校名やいじめの認知件数等が公開されることになると、教育現場においていじめの認知に消極的になるといった事実を裏付けるに足りるものではないし、原告の提出する証拠によってもこの事実を認めることはできないことからすれば、いじめの認知という情報の性質を考慮しても、被告の主張する事実を認めるに足りないものというべきである。

- (3) 被告は、「学校名」が公開されることになれば、保護者が問題のある学校と誤認したり、風評被害や学校の序列化を招きかねず、事務等の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認めるに足りる合理的な理由があると主張する。

しかし、本件条例9条6号において「公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずる」対象とされている事務等は、本件調査に即していえば、本件調査に係る当該若しくは将来行われることがあり得る同種の事務である。しかるに、被告が主張するのは、本件調査に係る事務の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずることではなく、学校についての保護者の誤認、風評被害、学校の

序列化といった教育現場への悪影響をいうものであるから、そもそも主張自体失当であるとの感を免れない。

しかも、証拠（甲1）によれば、高知市の発行する情報公開事務の手引きにおいて、公開することにより生ずる事務等の目的達成又は公正若しくは円滑な遂行への支障については、具体的かつ客観的に検討することが必要であると指摘されているとの事実が認められ、この事実や、同号の「著しい支障が生ずると認めるに足りる合理的な理由がある」との文言に照らせば、支障が生ずるかについては、具体的かつ客観的に判断すべきであり、かつ、その支障も「著しい」ものでなければならぬのである。しかるに、本件で提出された全証拠によって、客観的に判断すれば、被告が主張するような事態が発生することや、それにより本件調査に係る事務等に著しい支障が生ずるといったことを認めることは困難であると言わざるを得ない。

そうすると、本件非公開部分が本件条例9条6号所定の情報であると認めるに足りない。

3 公開決定の義務付け請求について

上記1及び2のとおり、本件非公開部分が本件条例9条所定の非公開情報に該当すると認めるに足りない以上、本件処分Aのうち本件非公開部分Aに係る部分及び本件処分Bのうち本件非公開部分Bに係る部分はいずれも違法な処分として取り消されるべきである。そして、処分行政庁が、本件非公開部分A及びBについて開示決定すべきであることは、本件条例9条の規定から明らかである。

そうすると、処分行政庁は、本件非公開部分A及びBの公開決定をすべきである（行政事件訴訟法37条の3第5項）。

4 まとめ

以上によれば、原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由があるから、主文のとおり判決することとする。なお、いじめは、

いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行されたことから明らかなように、いじめを防止し、その発生が認知された場合には適切な対応を行うことが必要な重大な問題である。そして、いじめに関する情報はその使用の仕方によっては、いじめを受けた児童等の心身の健全な成長や人格の形成に悪影響を与えかねないことや、本件条例4条において、公開された情報は適正に使用しなければならないとされていることからすれば、本件対象文書の公開を受けた者としては、これらの点に留意しなければならないことを付言する。

高知地方裁判所民事部

裁判長裁判官 石 丸 将 利

裁判官 名 島 亨 卓

裁判官 高 橋 憲 太

当 事 者 目 録

高知市

原 告

(以下「原告森」という。)

高知市

原 告

(以下「原告田所」という。)

高知市本町五丁目1番45号

被 告

代表者兼処分行政庁

上記委員会代表者委員長

訴訟代理人弁護士

指 定 代 理 人

同

同

同

同

高 知 市

高 知 市 教 育 委 員 会

門 田 佐 智 子

松 岡 章 雄

高 瀬 允 仁

中 田 正 康

横 田 隆

西 原 知 佐 子

中 井 昭 秀

「高知市行政情報公開条例」 (抄)

- 1 条 この条例は、行政情報の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利を具体的に保障するとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。
- 3 条 2 項 実施機関は、行政情報の公開を請求する権利が十分尊重されるよう、公開を原則としてこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。
- 5 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し当該実施機関の保有する行政情報の公開を請求することができる。
- 7 条 1 項 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部を公開するとき、又は一部を公開するとき（公開請求に係る行政情報の一部を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、公開請求者に対しその旨を直ちに書面により通知しなければならない。ただし、当該請求に係る行政情報の全部を公開請求のあった日に公開することができる場合は、口頭により通知することができる。
- 3 項 実施機関は、第 1 項又は前項の規定により公開請求に係る行政情報の一部又は全部を公開しないときは、公開請求者に対し、第 1 項又は前項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
- 9 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し当該行政情報を公開しなければならない。
- 2 号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で

あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

6号 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う契約、試験、人事、交渉及び争訟等並びに取締り、調査、検査及び監査等の事務又は事業（以下この号において「事務等」という。）に関する情報であって、公開することにより、当該若しくは将来同種の事務等の実施の目的が達成できなくなると認めるに足る合理的な理由があるもの又はこれらの事務等の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認めるに足る合理的な理由があるもの

10条1項 実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区別して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

16条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申立てのあった日から起算して15日以内に高知市行政情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

18条 諮問実施機関（第16条の規定により諮問をした実施機関）は、第16条の諮問に対する答申があったときは、当該答申を尊重し、当該答申を受けた日から起算して15日以内に不服申立てについての裁決又は決定をしなければならない。

原告 森 武彦

公開請求の内容	公開することができない部分	理 由 (根拠規定)
平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日までの高知市立の小・中学校の「いじめ」件数の月別・学校別にわかる資料	①月別にわかる資料 ②学校別にわかる資料のうち、学校名	①当該情報を作成していないため、文書不存在 (高知市行政情報公開条例第 7 条第 1 項) ②当該情報は、「いじめの認知件数」について男女別、学年別の内訳が記載されており、これらの情報と学校名を組み合わせたことにより、認知件数に関する児童・生徒を特定することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (高知市行政情報公開条例第 9 条第 2 号) また、当該情報は高知県が県内の状況分析をするための資料であって、学校別の公開を前提としたものではない。これを公開することによって、県や学校との協力関係を著しく損なう恐れがあるとともに、学校における地域との良好な関係の構築や、今後の調査等において、公正かつ詳細な事実確認が行い難くなるおそれがあるため。 (高知市行政情報公開条例第 9 条第 6 号)

原告 田所辨蔵

公開請求の内容	公開することができない部分	理 由 (根拠規定)
①「いじめ」校名非公開問題で、審査会答申を拒否した(11.29 高知新聞報道)11 月 28 日の高知市教育委員会の議事録。関連打ち合わせ内容の分かる資料、提出された資料の全て ②教育委員会が入手した判例、全国資料、識者の意見等関連資料 ③いじめ問題に関する対策等 高知市教育委員会の方針 ④市内各校からの対応及び報告のマニュアル ⑤報告書様式・・今回の集約の様式 ⑥いじめ問題で市教委が各学校に出した通知、連絡の全文書(22 年度以降) ⑦いじめ問題に関わる研修会の記録及び資料(国・県・市全てもの・24 年度・25 年度) ⑧市教委の行政文書公開の条例の研究・研修の内容が判るもの ⑨情報公開が議題とされた教育委員会の記録「報告を含む」(22 年度以降) ⑩教育委員会傍聴の規則	⑤今回の様式の資料のうち、学校名 ⑧市教委の行政文書公開の条例の研究・研修の内容が判るもの	⑤該当情報は、「長期欠席及び長期欠席(不登校)等傾向の児童生徒数、いじめの認知件数、暴力行為の発生件数」の学校別の数値が記載されており、これらの情報と学校名を組み合わせることによって、個人を特定できる可能性があり、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとなるもの」は「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する(高知市行政情報公開条例第 9 条第 2 号) また、当該情報は、高知県教育委員会が県内の状況を把握し、分析するための調査資料であって、学校別の公開を前提としていものではない。これを公開すれば、その情報の活用の仕方によっては、事実に基づかない風評被害や、学校の序列化にもつながりか、ず、調査分析といった事務の円滑な遂行に著しい支障が生じたり、将来同種の事務等の実施の目的が達成できなくなることがあるため。(高知市行政情報公開条例第 9 条第 6 号) ⑧市教委は行政文書公開の条例の研究・研修を行っておらず、文書不存在。(高知市行政情報公開条例第 7 条第 1 項)

これは正本である。

平成27年1月30日

高知地方裁判所

裁判所書記官 川越



4考

(別紙様式2-1)

<中学校記入用紙>

長期欠席（不登校）等に関する調査
(平成24年7月末現在)

取扱注意

学校名

1 長期欠席及び長期欠席（不登校）等傾向の生徒数 (7月末までの欠席日数の累計が10日以上)の生徒数

学 年	1	2	3	性別計
男		6	7	13
女	2	1	3	6
計	2	7	10	19

(1) 欠席日数の累計が30日以上)の生徒数 (長期欠席生徒)

なお、1年生のうち、昨年度(6年生)30日以上欠席していた生徒数は、()に内数として記入

学 年	1	2	3	合 計
人 数	1	-1	3	6

1(1)の1年生()
内の数字は、
マイナスが表
示されますが、
そのままお
願います。

(2) (1)の生徒のうち、家に閉じこもりがちで本人への支援が困難な(会うことができない等)生徒数

学 年	1	2	3	合 計
人 数				0

(3) (1)の生徒のうち、全欠生徒数 (1日も出席していない生徒)

学 年	1	2	3	合 計
人 数		1	5	6

(4) (1)の生徒のうち、学校以外の機関 (教育支援センター等) で相談、指導を受けている生徒数

学 年	1	2	3	合 計
人 数	1	2	4	7

2 いじめの認知件数(4月から7月末までの累計)

学 年	1	2	3	性別計
男		1		1
女				0
計	0	1	0	1

2の認知件数のうち、インターネットや携帯電話によるいじめの件数

学 年	1	2	3	合 計
人 数				0

3 暴力行為の発生件数(4月から7月末までの累計)

内 容	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊	総 計
件 数	3	1	1	1	6

* 不明な点については、同知事教育委員会から依頼されたホームページ上の「記のサイト」を参照ください。

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引 (文部科学省)」に関する参考資料 (小中学校用) <http://www.pref.kochi.lg.jp/uploaded/attachment/21664.pdf>